

京都大学情報ネットワーク危機管理委員会要項

(平成16年3月31日総長裁定制定)

第1 この要項は、京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程第7条第2項の規定に基づき、情報ネットワーク危機管理委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 委員会は、次各号に掲げる委員で組織する。

(1) 最高情報セキュリティ責任者

(2) その他最高情報セキュリティ責任者が指名する者 若干名

2 前項第2号の委員は、最高情報セキュリティ責任者が委嘱する。

3 第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第3 委員会に委員長を置き、最高情報セキュリティ責任者をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行し、委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

第4 委員会は、他のネットワーク及び情報機器の機能を阻害すると判断したときは、対象となる情報機器又はネットワークを本学が管理するネットワークから切離す緊急措置を行うことができる。ただし、あらかじめ部局情報セキュリティ責任者から委員会に対して緊急措置の対象外とする旨の届出がなされている情報機器又はネットワークについては、切離しを行わない。

2 委員会は、前項本文の緊急措置を行うときは、原則として、あらかじめ当該情報機器又はネットワークを管理する部局の情報セキュリティ責任者に緊急措置の内容を通知するものとする。

3 部局情報セキュリティ責任者は、緊急措置の内容について異議があるときは、最高情報セキュリティ責任者に対してその旨申し立てることができる。

4 最高情報セキュリティ責任者は、前項の申立てについて相当と認めるときは、委員会による緊急措置を停止し、直ちに緊急措置を解除させるものとする。

第5 部局情報セキュリティ責任者は、緊急措置を必要としない状況が確立したと判断したときは、委員会に対してその旨を報告するものとする。

2 委員会は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく緊急措置を解除するものとする。ただし、遮断措置がなお必要と認められる場合はこの限りでない。

第6 委員会に関する事務は、情報環境部企画管理課及び学術情報メディアセンター等事務部において行う。

第7 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、最高情報セキュリティ責任者が定める。

附 則

1 この要項は、平成16年4月1日から実施する。

2 京都大学情報ネットワーク危機管理委員会内規(平成13年8月20日総長裁定)は、廃止する。